



5月は  
消費者  
月間

成年年齢引き下げ 18歳から「大人」に

# 新成人狙う悪質商法に注意！

消費生活センター ☎ 65-1206

明治時代から約140年間、日本の成年年齢は20歳と民法で定められていました。この民法が改正され、2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に変わりました。これによって、18歳、19歳の人は4月1日より新成人となりました。

成人になれば、これまでは親の同意がないとできなかった契約をはじめ、さまざまなことが自分一人ですることができるようになります。



成年年齢早見表

生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002年4月1日以前	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日～ 2003年4月1日	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日～ 2004年4月1日		18歳
2004年4月2日以降	18歳の誕生日	

何ができるようになるの？

たとえば…

- ✓ 携帯電話を契約する
- ✓ 一人暮らしのアパートを借りる
- ✓ クレジットカードをつくる
- ✓ ローンを組んで自動車を買う

## 大人は簡単に契約を取り消せない

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。

この未成年者取消権は、未成年者を保護するためのもので、未成年者の消費者被害を抑制する役割を果たしています。成年に達すると、一人で契約ができるようになりますが、未成年者取消権が行使できなくなります。

契約を結ぶかどうかを決めるのも自分、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。

マスコットキャラ  
こだぬきぼんこ



よく考えて  
契約しないと  
危険だぞ！

ひええ、怖い…

## 消費者トラブルに遭わないために

契約にはさまざまなルールがありますが、その知識がないまま安易に契約を交わすと、トラブルに巻き込まれる可能性があります。

社会経験がまだ少なく、保護がなくなったばかりの新成人を狙い打ちにする悪質な業者もいます。そうした消費者トラブルに遭わないためには、契約に関する知識を学び、さまざまなルールを知った上で、その契約が必要かを検討する力を身につけておくことが重要です。

## こんなトラブルに気を付けよう！

### 1 情報商材・マルチ商法のトラブル

先輩から「簡単にもうかる話がある」と連絡があり、近くの喫茶店で、先輩と一緒に事業者の話の話を聞きました。

「100万円払ってFX自動売買ソフトを買えば簡単にもうかる。そのソフトを知人に売れば高額なマージンがもらえますよ」と言われ、「お金がない」と答えると、消費者金融でうその勤務先や収入を言って借りるように指示されたんです。その日のうちに100万円を借りて事業者に渡しました。でも全然もうからないし、知人も買ってくれず借金だけが残りました。

#### アドバイス

確実にもうかる、簡単にかせげるという話は要注意！

消費者金融でお金を借りるときに、うその使用目的や年収を申告してはいけません。

### 3 定期購入のトラブル

友達と一緒にSNSの広告を見て、「お試し500円」の美容液を親に内緒で購入しました。しばらくすると、頼んでいないはずなのに2本目が届いて、5,000円という金額にびっくり！そこで初めて定期購入になっていることが分かったんです。

高校3年生だけど、未成年者契約の取り消しができないって言われて…。一緒に頼んだ友達は17歳だからって取り消しができなくて聞きました。同じ高校生なのにおかしくないですか？

#### アドバイス

同じ高校3年生でも、18歳になっていれば、「未成年者取消権」は行使できません。契約内容をよく確認してから申し込みましょう。

### 2 エステティックサロンとのトラブル

脱毛エステの無料体験に行ったら、50万円の全身脱毛を勧められたんです。

1年間有効で、無料体験をした日だけのキャンペーン価格ということでした。「あと1人分の枠しかない」と言われ、慌てて契約してしまいました。

高額だったので、クレジットカードも申し込むことになりました。48回の分割払いにしましたが、学生なので払えるかどうか心配です…。

#### アドバイス

「お金がない」と言っても、クレジット契約などを勧められて断りにくい状況に！「今日だけです」などとせかされても、安易に契約しないようにしましょう。



#### 知って安心！最新情報が届く

消費者庁では、新成人を中心とした消費者に向けて、消費者庁LINE公式アカウント「消費者庁 若者ナビ！」を開設。消費者トラブルに関する最新情報が届くほか、いろんなテーマで消費者トラブル問題に回答する投稿機能もあります。

友だち登録をして、だまされない大人になろう！



「困ったな」と思ったら相談を！

消費生活センター ☎ 65-1206

月～金（祝日除く）8:30～17:00

消費者ホットライン ☎ 188（いやや!）

土日祝も開所（年末年始除く）

10:00～16:00